



令和5年2月10日
大臣官房危機管理室

マスク着用の考え方を見直しについて

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「マスク着用の考え方を見直し等について」が決定されました。

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としています。

一方、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、当面、通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時には、マスク着用が推奨されています。

（注）電車やバス以外の公共交通機関（飛行機、タクシー、船）は、マスク着用推奨の対象外となります。

このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとされていますので、ご協力をお願いします。

【別添】：マスク着用の考え方を見直し等について

<問い合わせ先>

国土交通省大臣官房危機管理室

（代表）03-5253-8111

（直通）03-5253-8974

新倉、加藤、岡本（内線：57703、57702、57706）